

令和5年3月

お客さま各位

女性職員の制服廃止について

都留信用組合では、全職員が性差なく適性に応じて能力を発揮できる職場を実現するため、令和5年4月1日より女性職員の制服着用を廃止することとし、男女ともに金融機関の職務に相応しい私服を着用することといたします。

なお、令和5年4月1日から令和6年3月31日までは、「私服着用者」と「制服着用者」が混在する移行期間と致しますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後も地域に密着した金融機関として、職員一同なお一層のサービス向上に努めてまいります。



都 留 信 用 組 合

